

(26) 地域振興産業の工場

提案基準26 「地域振興産業の工場」

地域産業の振興に寄与すると認められる地域振興産業の工場で、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第34条第14号又は令第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会に附議することとする。

- 1 対象とする工場は、次の各号のいずれかに該当すること。
 - (1) 県産業雇用担当部局において定める地域振興産業の業種の工場であること。
 - (2) 県南部・東部地域において、ふるさとの保全と活用の方針に位置づけられた工場(当該市街化調整区域内等において生産される農林水産物を原材料として使用するものに限る)で、地域振興に資すると当該市町村長が認めるものであること。
- 2 要件1(1)に該当する工場の対象とする地域は、次の各号のすべてに該当すること。
 - (1) 県産業雇用担当部局において地域振興産業の地域として定める市町村内であること。
 - (2) 申請に係る地域振興産業と同業種の工場が集積している地域内であること。

ただし、「地域特有の産業」に位置づけられた業種にあつては、一定の地域に同業種の工場の集積がない場合であっても、当該申請に係る工場が地域に根付き、継承されていると認められる地域内に存する場合は、これに該当することとする。
- 3 当該市町村の土地利用計画、環境の保全、周辺の状況等に照らし支障がない旨の当該市町村長の同意があること。
- 4 周辺地域における道路等公共公益施設の現況及び計画に支障を及ぼすものでないこと。
- 5 申請に係る建築物の用途は、原則として工場及びそれに付属する倉庫・事務所等であること。
- 6 申請に係る土地は、次の各号のすべてに該当すること。
 - (1) 農業振興地域の農用地区域内の土地等でないこと。
 - (2) 当該工場の立地により生じる車両の通行等に支障のない幅員(原則として6メートル以上の幅員)の道路に接し、かつ、当該道路が申請地から主要幹線道路に至るまでの区間において確保されていること。
 - (3) 原則として5000平方メートル以下であること。
- 7 敷地計画については、必要な駐車スペースが確保され、かつ敷地の外周部が適切に緑化されている等周辺の環境に配慮された良好なものであること。
- 8 建築計画については、次の各号のすべてに該当すること。
 - (1) 施設の配置、内容、規模等が適切であり、建蔽率が60パーセント以下、容積率が200パーセント以下、高さが原則として15メートル以下であること。

- (2) 騒音、振動等による環境悪化の防止策が講じられていること。
- (3) 周辺地域の景観と調和していると認められるものであること。

＜留意事項＞

ア 県南部・東部地域とは、五條市、御所市、宇陀市、高取町、明日香村、吉野町、大淀町及び下市町をいう。

イ ふるさとの保全と活用の方針とは、県との協議を経て市町村が策定し公表されたものをいう。

ウ 「ふるさとの保全と活用の方針に位置づけられた工場(当該市街化調整区域内等において生産される農林水産物を原材料として使用するものに限る)で、地域振興に資すると当該市町村長が認めるもの」であるかについては市町村長の意見書により確認する。

なお、当該意見書は、県都市計画部局との協議を了した旨を併記したものであること。

エ 要件1(1)及び要件2(1)、(2)、(2)ただし書については、県産業雇用担当部局の意見書により確認する。

オ 要件2(2)の「申請に係る地域振興産業と同業種の工場が集積している地域」とは、申請に係る地域振興産業と同業種の工場が市街化調整区域において複数立地している大字と同一大字又はその隣接大字をいう。

ただし、県南部・東部地域において、ふるさとの保全と活用の方針に位置づけられたものであって、地域振興に資すると当該市町村長が認める工場である場合は、上記の「複数立地している大字と同一大字又はその隣接大字」を、「複数立地している市町村内」と読み替えるものとする。

カ 「支障がない旨の当該市町村長の同意があること。」については市町村長の意見書により確認する。

キ 要件8(1)のうち、建蔽率、容積率及び高さについては、開発許可の場合には法第41条第1項の規定による制限として、法第42条第1項ただし書許可又は法第43条第1項の許可の場合には法第79条の規定による許可条件として付加する。

【解説P60, P76～P78参照】